

仕 様 書

東部医療センター（以下「病院」という。）におけるフィリップス・ジャパン社製医療機器の保守業務委託は本仕様書に基づいて行うものとする。

1 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

2 対象機器

- (1) 磁気共鳴断層診断装置一式 (Ingenia 3.0T)
- (2) 循環器系 X 線診断装置一式 (Azurion 7 B12/12)

3 定期保守点検

別表 1「磁気共鳴断層診断装置一式 (Ingenia 3.0T) 定期点検項目表」及び別表 2「循環器系 X 線診断装置一式 (Azurion 7 B12/12) 定期点検項目表」に定める点検内容に従い定期点検を期間中 2 回実施することとし、実施日時は病院と協議の上、決定する。

保守点検の実施については、少なくとも 1 名はフィリップスの認めた研修を受講したものが保守作業を行うこと。また、病院が求めた際には作業を行うものが研修を受講した証明となる資料を提出すること。

4 故障修理

病院から故障発生連絡を受け付けた時は、病院放射線技師（以下「担当者」という。）と故障状況を調査し速やかに対処する。

故障修理の実施については、少なくとも 1 名はフィリップスの認めた研修を受講したものが保守作業を行うこと。また、病院が求めた際には作業を行うものが研修を受講した証明となる資料を提出すること。

5 定期点検報告書及び故障修理報告書

各報告書は担当者の確認印を得た後、病院中央放射線部へ提出するとともに、写しを 1 部病院経営課へ提出する。

6 支払方法

- (1) 委託料の支払いについては、2 回分割払いとする。
- (2) 保守期間を履行開始日から令和 8 年 9 月末及びその他の期間に 2 分割し、病院は各期間の末日までに保守業務の完了検査を行うものとする。
- (3) 受託者は、各期間の終了後に病院へ請求するものとし、病院は、請求書を受領した翌月の末日（金融機関休業日の場合は、その直前の金融機関営業日）までに受託者に支払うものとする。
- (4) 受託者は、各期間における病院による検査に合格した後でなければ請求をすることができない。

7 部品交換

- (1) 定期保守点検、故障修理を問わず、部品交換はすべて無償とする。
但し循環器系 X 線診断装置の X 線管球が故障した場合、2 回に限り、当該部

品の無償交換が可能であるものとする。

(2) 部品の交換については、担当者と十分に協議した上で交換を行うこと。

8 除外事項

次に掲げる故障については、本契約から除外する。

- (1) 病院の故意若しくは重大な過失又は病院設備（電気、空調等）の異常による故障
- (2) 病院独自に変更又は改造した機器の故障
- (3) 受託者以外の者が保守又は修理したことに起因する故障
- (4) 受託者の承認なしに機器を移動又は再設置したことに起因する故障
- (5) 天災その他不可抗力による故障

9 保守業務適用除外

次に掲げる事項は、保守業務に含まないものとする。病院が以下の保守点検及び修理を受託者に依頼し受託者がこれを行った場合、病院は受託者に別途料金を支払うものとする。

- (1) 保守点検表に含まれない保守
- (2) 対象装置内訳に記載のない機器及び付属他社製品の保守
- (3) フィリップス社指定外の磁気共鳴断層診断装置用アクセサリ及び消耗品の補充
- (4) フロン排出抑制法対応のためのチラー点検
- (5) 循環器系 X 線診断装置のフラットパネルディテクターの部品代
- (6) 代替機の貸し出し等
- (7) 前項に掲げる故障に対する保守

10 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

11 その他

- (1) 業務の履行に当たり、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、担当者と協議の上、実施すること。
- (3) 本契約に関しては、令和 8 年度予算の成立を条件とする。

保 守 内 容	数 量	摘 要
装置名：磁気共鳴断層診断装置一式（Ingenia 3.0T）		
＜保守期間＞		
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		
＜対象装置内訳＞		
1. 本体部		
1) 超電導マグネットシステム	1 式	
2) 患者テーブル	1 式	
3) オペレーターコンソール	1 式	
4) コンピュータシステム	1 式	
5) データ処理制御システム	1 式	
・RFシステム		
・画像再構成システム		
6) グラディエントシステム	1 式	
7) 装置冷却システム	1 式	
・液体ヘリウム用冷却システム		
・グラディエントコイル用冷却システム		
・グラディエントキャビネット用冷却システム		
8) 主電源キャビネット	1 式	
9) SENSE／dSコイル	1 式	
2. その他付属機器		
1) 患者監視システム	1 式	
2) 絶縁トランス	1 式	
3) 冷却水循環装置	1 式	
＜保守委託契約（プロテクションプラン）＞		
1 定期点検	年2回	
2 既存機能に対する技術変更（ハードウェア及びソフトウェアのアップデート）	1 式	
3 リモートサポート	1 式	
4 修理及び点検に係る無償保証（人件費、出張費及び作業費）	1 式	
5 修理部品及び交換部品の無償保証	1 式	
6 オンサイトアプリケーションサポート	1 式	
7 リモートデスクトップサポート	1 式	
8 チラーサポート	1 式	
9 マグネットメンテナンス	1 式	
10 SENSE／dSコイル保証	1 式	
11 オプション	1 式	
・24時間修理対応		
・点検対応時間（平日の午前8時～午前0時。但し午後6時30分までには開始する。）		
フィリップス社指定の磁気共鳴断層診断装置用アクセサリ及び消耗品		

保 守 内 容	数 量	摘 要
装置名：循環器系X線診断装置一式（Azurion 7 B12/12）	1 式	
＜保守期間＞ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		
＜対象装置内訳＞ 1) X線管及びフラットパネルディテクター支持装置 2台 2) 医用X線高電圧装置（X線発生機） 2台 3) 検査診台 2台 4) X線管 2式 5) 画像関係フラットパネルディテクター 2台 6) TVモニターシステム 2台 7) 装置制御キャビネット 2台 8) 管球冷却装置（クーリングユニット） 2台 9) 前1)～9)に付属するフィリップス社製装置	2 台 2 台 2 台 2 台 2 台 2 台 2 台 2 台	
＜保守委託契約（セレクトプラン）＞ 1 定期点検（年2回） 2 既存機能に対する技術変更 3 リモートサポート 4 修理及び点検に係る無償保証（人件費、出張費及び作業費） 5 修理部品及び交換部品の無償保証 ただし、X線管球及びフラットパネルディテクターについては、第7項及び第9項の規定に従う。） 6 オンサイトアプリケーションサポート 7 リモートデスクトップサポート 8 オプション 24時間修理対応 時間外点検（平日の午前8時～午前0時。但し午前午後6時30分の間に開始する。） X線管球（交換回数：上限2回）	年2回 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	
		故障時

磁気共鳴断層診断装置一式（Ingenia 3.0T）定期点検項目表

定 期 点 検 項 目	1 回 目	2 回 目
システム構成確認	○	○
水冷システム点検	○	○
コンソール機能確認	○	○
Magnet システム点検	○	○
グラディエントシステム点検	○	○
ソフトウェア点検	○	○
リモート接続確認	○	○
システムレベル点検	○	○
寝台システム点検	○	○
システム測定および調整	○	○
冷凍機システム点検	○	○
最終確認	○	○
トランス二次側ケーブル接続確認及び電圧	○	○
患者監視カメラの動作確認	○	○
酸素濃度計の動作確認またはセンサー交換	○	○
チラー点検	○	○
コンプレッサ内のアドソーバ交換	△	△
コールドヘッド内のディスプレイサー交換	△	△

注：△は病院と受託者の間で協議の上、適切な時期に交換

循環器系 X 線診断装置一式 (Azurion 7 B12/12) 一式
定期点検項目表

定 期 点 検 項 目	1 回 目	2 回 目
オンサイトプレパレーション	○	○
患者テーブル点検	—	○
ジオメトリ調整 (12 ヶ月に 1 回)	—	○
天井レール点検	—	○
正面スタンド点検	—	○
側面スタンド点検	—	○
モニター台点検	—	○
バランスアーム点検	—	○
放射線安全確認	○	○
イメージクオリティ点検	○	○
機械室点検	—	○
オペレーターコントロール点検	○	○
最終確認	○	○